

株式会社多摩テレビ 放送サービス加入契約約款

株式会社多摩テレビ（以下「T T V」といいます。）とT T Vが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に結ばれる契約（以下「加入契約」といいます。）は、この放送サービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）によるものとします。

第1条 （サービスの内容）

T T Vは、サービスを提供する区域（以下「業務区域」といいます。）内においてサービスの提供に必要な施設（以下「本施設」といいます。）を設置するとともに、加入者に次のサービスを提供します。

① 基本サービス

別に定める地上デジタル、BS 2 Kデジタルのテレビジョン放送、別に定めるFM（AMのFM変換を含む）ラジオ放送が視聴できます。地上デジタルのテレビジョン放送を視聴するためには、CATV（周波数変換パススルー方式）対応デジタルチューナー内蔵テレビ又は外付けのCATV（周波数変換パススルー方式）対応デジタルチューナーが必要です。

また、BS 2 Kデジタルのテレビジョン放送を視聴するためには、BS 2 Kデジタルチューナー内蔵テレビ又は外付けのBS 2 Kデジタルチューナーが必要となり、BS 2 Kデジタルのテレビジョン放送の提供にあたっては、第8条に基づき、BS 2 Kデジタルのテレビジョン放送専用アップコンバータ（以下「アップコンバータ」という。）を設置していただきます。

② 4 K S T B

別に定めるデジタルテレビジョン放送、BS 2 K 4 Kデジタルテレビジョン放送、デジタルラジオ放送、デジタルデータ放送が視聴できます。

なお、本サービスの提供を受けるにあたっては、基本サービスの提供を受けることを前提とします。また、第7条に基づき、セットトップボックスを設置していただきます。

③ プレミアム

別に定めるデジタル放送が視聴できます。

なお、本サービスの提供を受けるにあたっては、4 K S T Bの提供を受けることを前提とします。

④ セレクト

別に定めるデジタル放送のうち、希望する放送が視聴できます。

なお、本サービスの提供を受けるにあたっては、4 K S T Bの提供を受けることを前提とします。

⑤ 緊急地震速報サービス

別に定める「緊急地震速報サービス利用規約」に基づき、本サービスが利用できます。

なお、本サービスの提供を受けるにあたっては、基本サービスの提供を受けることを前提とします。提供にあたっては、緊急地震速報端末（以下「地震端末」といいます。）を設置していただきます。

第2条 （契約の種類）

加入者の種類は次のとおりとします。

① 一括加入者

② 個別加入者

2 前項①の一括加入者とは、街区単位等における集合住宅等住宅事業者、所有者又は管理組合とします。

3 第1項②の個別加入者とは、一括加入者以外の者とします。

第3条 （契約の成立）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を了承し、加入申込書兼契約書に必要事項を記入の上、申込み、T T Vがこれを承諾したときに成立するものとします。但し、T T Vは、本施設の設置が困難であると判断される場合、又は利用料金の支払いを怠る恐れがあると認められる相当の理由がある場合は申込を承諾しないことがあります。

2 T T Vは、約款を変更することがあります。約款を変更する場合は、ホームページ上での掲載又はT T Vが適当であると判断する方法により通知するものとします。

第4条 （加入契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、原則として加入契約成立日から1年間とします。但し、加入契約期間満了の1ヶ月前までにT T V、加入者いずれからもT T V所定の書面により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第5条 （利用料金）

加入者は、料金表に定める利用料金をT T Vに支払うものとします。

2 利用料金はサービスの提供を受け始めた日の属する月から支払うものとします。

3 T T Vが月のうち継続して10日以上にわたって第1条に定めるサービスすべての提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたり引き続き10日以上20日未満サービスが提供出来なかった場合は、初月分のみ）の利用料金は無料とします。

4 社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合は、事前に加入者に通知します。

5 T T Vが設定した各利用料金の中にはNHKの放送受信料（衛星放送の受信料を含みます。）及びWOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。

6 加入申込者本人が、障がい者手帳1級・2級、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳を有する方又は生活保護証明書が発行されている方については、基本サービス利用料金が半額になります。適用にあたっては、障がい者手帳又は保護証明書のコピーを提出していただくこととなります。

第6条 （利用料金等の支払方法）

加入者は、利用料金及び使用料等を別途T T Vが指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）までに、原則としてT T Vが指定する金融機関の加入者口座からの自動振替により支払うものとします。

2 T T Vは、原則として加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

第7条 （S T Bの貸与）

加入者は、デジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックス（リモートコントローラ等の付属品を含む。以下「S T B」といいます。）を別に定める使用料を支払うことでT T Vより貸与を受けることができます。また、地上デジタル放送、BS 2 K 4 Kデジタル放送、CSデジタル専門放送受信用のチップ（以下「A C A S」といいます。）を加入者へ貸与します。なお、A C A Sの取扱いについては、第25条の規定によるものとします。

2 第1項によりT T VよりS T Bの貸与を受けた加入者は、S T Bを善良なる管理者の注意をもって取扱いT T Vの承諾なしに移動又は取り外し等はできないものとします。但し、第21条に定める場合を除きます。

3 第1項によりT T VよりS T Bの貸与を受けた加入者が、故意又は過失によりS T Bを破損した場合又は紛失した場合、加入者はその実費

相当分を損害金としてＴＴＶに支払うものとします。

- 4 第1項により加入者がＴＴＶより貸与を受けたＳＴＢについて、故障が生じた場合、ＴＴＶは無償にてその修理、交換、その他必要な処置を講ずるものとします。但し、ＴＴＶが認める場合を除き、加入者は、ＳＴＢの交換を請求できません。
- 5 加入者は、ＴＴＶから貸与を受けたＳＴＢを解約又は契約解除時にＴＴＶに返却するものとします。
- 6 加入者は、ＴＴＶが必要に応じて行うＳＴＢのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第8条 (BS2Kデジタルのテレビジョン放送の取扱い)

第1条①に定めるBS2Kデジタルのテレビジョン放送視聴のためには、建物側設備についてBS2Kデジタルテレビジョン放送対応増幅器への交換及びアップコンバータの設置が必要となります。また、建物側設備でBS2Kデジタルテレビジョン放送対応が不可能な場合は、BS2Kデジタルのテレビジョン放送を視聴するテレビにアップコンバータを設置していただきます。

- 2 前項により、BS2Kテレビジョン放送対応増幅器交換及びアップコンバータの設置に要する費用を加入者に負担していただきます。
- 3 BS2Kデジタルのテレビジョン放送を視聴するテレビにアップコンバータを設置する場合は、別に定める使用料を支払うことで貸与を受けることができます。

第9条 (施設の設置および費用の負担)

ＴＴＶは、本施設のうち放送センターからタップオフまでの設備設置に要する費用を負担します。加入者は、タップオフの引込端子から受信機までの設備設置に要する費用を負担します。なお、解約に伴う設備撤去に要する費用を加入者は負担しません。

但し、建替等に伴う設備の一時的な撤去、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とするときは、加入者はその費用を負担します。

- 2 本施設の設備工事は、ＴＴＶ又はＴＴＶが指定した工事業者が行うものとします。

第10条 (工事費等)

本施設設置に必要な工事費等は別表「工事費等」に定める導入工事費等「1-1」によるものとします。

但し一戸建て標準工事以外の導入工事費については別途定めるものとする。なお、追加的な工事が必要となる場合には、その他の工事費等「1-2」として同表に定める額を導入工事費に加算してＴＴＶに支払うものとします。また、第23条および第24条に伴い必要な工事費は撤去工事費「1-3」に定める額をＴＴＶに支払うものとします。

<別表 工事費等> (円/税込)

1-1 導入工事費等 (一戸建て標準工事)	
①ケーブルテレビ引込工事費	29,700
②ケーブルテレビ引込工事費 (BS デジタルパススルー (2K) 対応)	39,600
③引込工事を伴う新規申込事務手数料	5,500
1-2 機器設置工事費等	
BS デジタルパススルー (2K) 設置工事	調査見積り
①STB 設置	3,300
②CATV 緊急地震速報サービス端末機器設置	3,300
③-1 CM (ケーブルモデム) 設置 (一戸建て) (引込工事同時)	6,600
③-2 CM (ケーブルモデム) 設置 (一戸建て) (引込済住宅)	19,800
④CM (ケーブルモデム) 設置 (集合住宅)	11,220
⑤-1 EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (一戸建て) (引込工事同時)	6,600
⑤-2 EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (一戸建て) (引込済住宅)	16,500
⑥EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (集合住宅)	11,220
⑦-1 CM (ケーブルモデム)+EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (一戸建て) (引込工事同時)	13,200
⑦-2 CM (ケーブルモデム)+EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (一戸建て) (引込済住宅)	36,300
⑧CM (ケーブルモデム) +EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 設置 (集合住宅)	22,440
⑨インターネット事務手数料	3,300
1-3 機種交換工事費	
①STB 機種交換工事費	3,300
②CM (ケーブルモデム) 機種交換工事費	550
1-4 移設工事費	
①STB 移設工事費	3,300
②CM (ケーブルモデム) 移設工事費 (一戸建て)	5,500~
③CM (ケーブルモデム) 移設工事費 (集合住宅)	5,500
④EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 移設工事費 (一戸建て)	5,500~
⑤EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 移設工事費 (集合住宅)	5,500
⑥CM (ケーブルモデム) +EMTA (ケーブルプラス電話用端末機器) 移設工事費	別途見積り
⑦CATV 緊急地震速報サービス端末機器移設工事費	3,300
1-3 撤去工事費	
①引込線撤去工事費	5,500
②機器撤去作業費 (出張作業費)	3,300

第11条 (施設の所有関係)

本施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設は、ＴＴＶの所有とします。本施設のうち保安器出力端子以降のすべての施設 (ＴＴＶより貸与されるＳＴＢ、アップコンバータ、地震端末を除きます。) 及び第9条で規定した自営柱、地下埋設設備は、加入者の所有とします。

第12条 (施設の維持管理)

ＴＴＶは、放送センターから保安器までの施設について維持管理します。

- 2 加入者は、ＴＴＶの施設の維持管理の必要上、ＴＴＶのサービス提供が一時停止することがあることを承諾するものとします。

第13条 (故障・保安等に伴う責任負担)

ＴＴＶは提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合には、これを調査し必要な処置を講じます。

- 2 ＴＴＶの提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を加入者に負担していただきます。
- 3 加入者が故意又は過失によって第11条に規定するＴＴＶ所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を加入者に負担して

たきます。

第14条 (免責事項)

次に該当する場合は、加入者に対するT T Vの損害賠償責任は発生しないものとします。

- ① 天災地変その他T T Vの責に帰さない事由により放送サービスの提供の停止を余儀なくされた場合
- ② T T Vの責に帰さない事由により放送サービス内容の全部又は一部に障害が発生した場合
- ③ T T Vの責に帰さない事由により機器等が正常に動作しなかったことによる不具合が生じた場合
- ④ S T Bおよび録画機能付S T B又は録画機能付S T Bに接続する加入者所有のデジタル録画機器等(以下「録画機器等」といいます。)について、録画再生機能の不具合および録画物等(録画機器等に蓄積、挿入されたデータすべてを指します。)の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に録画物等が消失した場合

第15条 (遅延利息)

加入者は、料金、工事費等の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払う日までの日数に応じて、年(365日あたり)14.6%の割合で計算した遅延金をT T Vに支払うものとします。

第16条 (利用に係わる加入者の義務)

T T V又はT T Vの指定する業者は、本施設の点検、修復、撤去等を行うために、加入者が所有又は占有する敷地、家具、構築物等への立ち入りができるものとします。

- 2 加入者は、加入者引込線の設置工事実施についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
- 3 T T V又はT T Vの指定する業者は、本施設を設置するために必要な限度において、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用することができるものとします。

第17条 (禁止事項)

加入者が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

- ① 加入者がD V D等の記録媒体の配布や映像の配信等によりT T Vのサービスを第三者に提供すること
- ② 加入者が引込線に電線その他の導体を接続すること、又はS T B、アップコンバータ、若しくは地震端末を改変すること等によりサービスを無断で受信すること
- ③ S T B、アップコンバータ又は地震端末を分解すること

第18条 (著作権及び著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、T T Vの提供するサービスの不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、D V Dレコーダーその他の方法による複製及びかかる複製物の上映、その他T T Vが提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第19条 (一時停止及び再開)

加入者は、T T Vのサービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合は、直ちにその旨をT T V所定の書面により申し出るものとします。この場合は、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第5条の規定にかかわらず無料とします。

- 2 一時停止期間は1ヶ月単位とし、1年を限度とします。
- 3 一時停止期間中は、原則として貸与されたS T B、アップコンバータ、地震端末をT T Vに返却するものとします。

第20条 (放送内容等の変更)

T T Vは、放送サービス内容の全部又は一部の変更および放送日時を変更することがあります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じません。

第21条 (設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り受信設備及びS T B、アップコンバータ、地震端末の設置場所を変更できるものとします。但し、加入者は移転を希望しても、移転先がT T Vサービス提供区域外である等T T V設備の都合により移転できない場合があることを承知するものとします。

- ① 同一敷地内での施設の変更
- ② 同一敷地外の移転先がT T Vの業務区域内で、かつ最寄りのタップオフからの引込が可能な場合
- 2 加入者は、前項の規定により受信設備、S T B、アップコンバータ、地震端末の設置場所を変更しようとする場合はT T Vにその旨を申し出るものとします。
- 3 加入者は前2項の規定による変更による費用を負担するものとします。
- 4 変更に伴う工事は、T T V又はT T Vの指定する業者が行うものとします。

第22条 (名義変更)

加入申込者は、次の場合に限りT T Vが承諾すれば既存の加入者の名義を変更することにより加入契約に代えることができるものとします。

- ① 相続又は法人の合併の場合。
- ② 加入申込者が、既存の加入者の加入契約に定めるS T B、アップコンバータ、地震端末の設置場所においてT T Vのサービスの提供を継承しようとする場合。
- 2 前項の規定により名義変更しようとするときは、加入申込者はT T V所定の書面によりその旨を申し出るものとします。

第23条 (解約)

加入者は加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する1ヶ月前までにT T V所定の書面によりT T Vにその旨を申し出るものとします。

- 2 前項による解約の場合、T T Vは、加入者が支払った事務手数料はいかなる理由があっても払い戻しはしません。
- 3 第1項による解約の場合、T T Vは、加入者が別途支払ったNHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含みます。)、WOWOWの視聴料等が払い戻されずに加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、責任を負わないものとします。
- 4 第1項による解約の場合、加入者は、第5条及び第9条の規定による設置に要する加入者負担の費用に未払い分がある場合はT T Vに残金を支払うものとします。また、第5条の規定による利用料金は、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

なお、この利用料金に過払いがある場合は、経過期間の月額利用料金を差し引いて、T T Vは加入者に残金を払い戻します。

- 5 第1項による解約の場合、T T Vは、T T V所有の施設を撤去します。但し、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。

- 6 第1項による解約の場合、加入者はT T Vより貸与されたS T B、アップコンバータ、地震端末を直ちに返却するものとします。解約日から起算して1ヶ月を経過しても返却がない場合は、T T Vは別に定める損害金を加入者に請求します。
- 7 第2条に定める一括契約者からの申し出があり解約となった場合、当該一括契約建物における個別加入者の加入契約は当然に終了するものとします。また、第21条における、加入者の移転先がT T V設備都合により引込不可能の場合も、加入契約は当然に終了するものとします。

第24条 (加入者の義務違反による解約等)

- T T Vは、加入者が事務手数料を支払期日までに支払わなかった場合又は利用料金を継続して2ヶ月支払わなかった場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、又は加入契約を解除することがあります。
- 2 T T Vは、加入者にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、又は加入契約を解除することがあります。
 - 3 前2項による解除の場合、前条第2項から第6項までの規定を準用します。
 - 4 加入者は、第17条及び第18条の規定に違反した場合は、加入者がT T Vのサービスの提供を受け始めた年月に遡って、この約款に定められた利用料金相当額をT T Vに支払うものとします。

第25条 (A C A Sの取扱いについて)

加入者がT T Vの許可なくA C A Sヘデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止します。加入者がこの規定に違反した場合には、加入者は、その違反により生じた損害をT T Vに賠償するものとします。

第26条 (加入者情報の取扱)

- T T Vが保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。)に基づくほか、T T Vが別に定める個人情報の保護に関する基本方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- 2 プライバシーポリシーには、T T Vが保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)がT T Vに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め公表します。
 - 3 T T Vは、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第27条 (加入者個人情報の利用目的等)

- T T Vは、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で加入者個人情報を取り扱います。
- ① サービス契約の締結
 - ② サービス料金の請求
 - ③ サービスに関する情報の提供
 - ④ サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - ⑤ 受信装置の設置及びアフターサービス
 - ⑥ サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - ⑦ T T Vのインターネットサービスに関する情報の提供
 - ⑧ ケーブルプラス電話に関する情報の提供
- 2 T T Vは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 3 T T Vは、保有する加入者個人情報については、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 4 T T Vは、本人から、T T Vが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② T T Vの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (加入者個人情報の共同利用)

- T T Vは、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうちプライバシーポリシーで定めるものを、その目的を達成するために、T T Vの代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、T T Vの代理人と共同して利用します。
- 2 T T Vは、第3条の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第23条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者及びT T Vの代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条又は第23条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限りします。
 - 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においてはT T V及びT T Vの代理人が、前項の場合においては、T T V、T T Vの代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称はプライバシーポリシーに定めます。

第29条 (加入者個人情報の取扱いの委託)

- T T Vは、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を次に掲げる目的で委託することがあります。
- ① 各種サービスのご案内やダイレクトメールの発送
 - ② 各種サービスご案内書類のポスティング
 - ③ ケーブルガイド誌の発送
 - ④ 視聴者調査の実施
 - ⑤ S T B、アップコンバータ、地震端末の設置その他の設備点検等の実施
- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
 - 3 T T Vは、第1項の委託先との間で、加入者個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情

報の安全管理」といいます。)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- 4 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び前項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第30条 (安全管理措置)

ＴＴＶは、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理等に関して指針第11条から第16条までに定める措置をとります。

第31条 (本人による開示の求め)

本人は、ＴＴＶ又はＴＴＶの代理人に対し、プライバシーポリシーに定める手続きにより、ＴＴＶが保有する、自己の加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

- 2 ＴＴＶ及びＴＴＶの代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとします。)当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② ＴＴＶ又はＴＴＶの代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 3 ＴＴＶは、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第32条 (本人による利用停止等の求め)

本人は、ＴＴＶが保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続きにより、ＴＴＶ又はＴＴＶの代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ① ＴＴＶが保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- ② 加入者個人情報の利用の停止
- ③ 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 ＴＴＶは、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3 ＴＴＶ又はＴＴＶの代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第33条 (本人確認と代理人による求め)

ＴＴＶは、第27条第4項、第31条1項又は第32条1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続きにより行います。

- 2 本人は、第27条第4項、第31条1項又は第32条1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第34条 (本人の求めに係る手数料)

ＴＴＶは、第27条第4項又は第31条1項の求めを受けた場合は、プライバシーポリシーに定める手数料を請求します。

- 2 前項の手料金は、ＴＴＶから本人(加入者に限る)に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて請求します。
- 3 加入者以外の本人に係る手数料は、プライバシーポリシーに定める手続きにより請求します。

第35条 (苦情処理)

ＴＴＶは、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理するよう努めます。

- 2 前項の苦情処理はプライバシーポリシーに定める手続きによります。

第36条 (本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

ＴＴＶは、第27条第4項、第31条第1項又は第32条1項に基づく求め、前条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、プライバシーポリシーに定める窓口において受け付けます。

第37条 (保存期間)

ＴＴＶ及びＴＴＶの代理人は、保有する解約した加入者個人情報の保存期間を2年と定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないとき、又は各種サービス料金その他の債務の支払いを怠り、ＴＴＶに対して損害を与える場合は、この限りではありません。

第38条 (加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

ＴＴＶは、ＴＴＶが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2 ＴＴＶは、ＴＴＶが取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3 前2項の規定にかかわらず第31条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第39条 (反社会的勢力の排除について)

加入契約後、契約者が「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力」のいずれかに該当することが判明した場合、ＴＴＶはなんら催告することなく加入契約を解除することができ、これによる契約者の損害を賠償する責を負いません。

第40条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約について生じた一切の紛争等については、ＴＴＶの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。

(抄録附則)

- 1 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。
- 2 放送サービスの加入促進等を目的として、別に定める利用料金、工事費等を減額する場合があります。
- 3 TTVは、最低利用期間を別に定める場合があります。
- 4 ミニパック、モアサービス、ペイサービスの新規・追加受付は令和元年8月31日をもって終了しました。但し、既に当該サービスの提供を受けている加入者については、当分の間、当該サービスの提供を継続します。
- 5 第2世代（ACAS非搭載）STBの新規・追加受付は令和元年8月31日をもって終了しました。但し、既設の当該機器については、当分の間、貸与を継続します。
- 6 この改正約款は令和4年12月1日から施行します。